

# 身体拘束ゼロ宣言

「身体拘束」とは—

利用者に必要な治療の継続や、安全確保が必要な場合に、  
やむを得ず一時的に、身体を自由を制限する行為です。  
勝木グループの方針として、  
利用者の人権を尊重し、身体拘束ゼロを目指します。

1. 多職種で話し合い、利用者中心医療のための、共通認識を形成します。

2. 生活リズムを大切に、身体拘束を必要としない医療を実践します。

3. 職員一丸となり、利用者にあった環境を整備します。

4. やむを得ず身体拘束する場合は、常に代替案を考え、

拘束3原則(切迫性、非代替性、一時性)に照らし合わせ、

必要最小限かつ限定的とし、不必要となれば速やかに解除します。

5. 十分なリハビリテーションを提供し、転倒防止を図ります。

6. 職員研修を開催し、利用者の人権を尊重する意識の向上を図ります。

7. 専門委員会を開催し、身体拘束ゼロを目指すカイゼン活動を継続します。